

涉外關係綴

昭和二十六年度

涉外關係綴

外務省  
海外  
一般

1 卷

總務課

7	1	0
	1	
111		



等は今回全面的に解除之水行政協定の法は  
水は新しく水に基き、備えよふ事あり  
1. 連合軍の砲撃演習にツキ

本縣に於ては昭和二十四年以降、米子空中射撃場

二地区として指定され現在使用されぬが、本地区

は本縣沿岸中優良の漁撈場にして水が半々年

も経て使用されぬことは、沿岸漁民の生活と骨

感甚大に被害あり、依つて今後中止か又は  
沖合に  
交替するより、適く要する

JCAP 1919 一九四九 四、四并出

業緯	三五、三〇、三〇、三〇	東経	一三二、二一〇、七秋
	三五、二八、一二		一三二、三三、二四
	三五、〇一、一八		一三二、〇五、三三
	三五、〇九、三八		一三一、五四、一八

竹島砲撃 JCAP 1919 一九五一、七、五并出  
業緯 三七、五一、五 東経 一三一、五二 周回五哩

右竹島にツキは漁業も禁止せられぬ事あり、  
出来得る限り、  
漁業も禁止せられぬ事あり、  
出来得る限り、  
漁業も禁止せられぬ事あり、

その他艦船等、  
漁業も禁止せられぬ事あり、  
出来得る限り、  
漁業も禁止せられぬ事あり、

指回通のとりかへること、思わぬのりかへる場合に於ては  
損害補償を講ずる様要請す

2. 進駐軍関係車両に於ける補償

此等ノ機ノ墜落或ハ自動車等によるもの及構破作業  
等による損害の同様に若干見舞金等による出程及は  
各々補償をせらるべき、然るに今後此ノ状況に續くも  
のとすれば 駐留軍に於ける協力（協力）にも要影響（影響）  
あり、然るに従来ノものも、是レを補償  
の行方中もこのとを要請す

要傷



4. 接收建物のつてん

接收のつてんの位置の状況は本家の場合一年百も  
 定家よりあるも 拘らず解除されゆく 二つ他  
 之等の現状からして 同様に及同中 影響もあ  
 強の原所有者は大印分 役住店とあるが  
 つてんの要請あつたものあり 早急解除方  
 計  
 つてんの

番	原所有者氏名	備	考
J.P.R.R. 二〇六	島根縣農業組	空家	
〃 二〇七	今村 電太郎	〃	
〃 二〇八	山陰合同銀行	空家	
〃 二〇九		〃	
〃 二一〇		〃	
〃 二一一		〃	
〃 二一二		〃	
〃 二一三		〃	
〃 二一四		〃	
〃 二一五		〃	
〃 二一六		〃	
〃 二一七		〃	
〃 二一八		〃	
〃 二一九		〃	
〃 二二〇		〃	
〃 二二一		〃	
〃 二二二		〃	
〃 二二三		〃	
〃 二二四		〃	
〃 二二五		〃	
〃 二二六		〃	
〃 二二七		〃	
〃 二二八		〃	
〃 二二九		〃	
〃 二三〇		〃	
〃 二三一		〃	
〃 二三二		〃	
〃 二三三		〃	
〃 二三四		〃	
〃 二三五		〃	
〃 二三六		〃	
〃 二三七		〃	
〃 二三八		〃	
〃 二三九		〃	
〃 二四〇		〃	



BOQ に使用中  
 C1C 事務所 使用中  
 C1C 家族 使用中  
 C1C  
 空家

5. 道路関係事情について

一、我々の国防上の見地から軍事方面に於ては臨陽連

絡道路及び海岸線と通る国道十八号と作戦

行動の能率を高めるに改良すること

二、般式は市町村にあつては地方産業を均及し交

通上改良の必要を認め、並路に於て駐る

軍が軍事上の必要に於て改装と人数増減の場合

長月  
林  
只

日軍軍費の負担とすゝること

当該条約が且つ P. R. の形式とすゝる場合とすゝ

りある場合とすゝ同物とすゝる軍費の負担

とすゝる

地方は P. R. の形式とすゝるはあり、直接<sup>理地</sup>軍

司令官が土庫<sup>新</sup>道路と改良を命<sup>令</sup>し

行くに例あり

この地を共同作<sup>業</sup>の負担とすゝるは堪<sup>え</sup>ら<sup>ず</sup>ある

母<sup>子</sup>の負担は

一の事業 概<sup>算</sup>一六億<sup>円</sup> (七、五億)

十八号<sup>線</sup> (五、三億)

該田加<sup>計</sup>線 (三億)

その事業<sup>費</sup>は目下調査中

qu  
2  
Co  
E  
根  
興